

No	質問	回答
1	P21.設備管理要員の担当時間と配置人員についてですが、仕様書通りの出勤人員を配置した場合、5名でシフトが組めますが、P22に記載している「総人員数6名」に合わせて人員を配置する必要がありますか？	本件仕様書P21「1 平日の出勤人員(月曜日～金曜日(祝祭日及び年末年始を除く))」及び「2 休日の出勤人員(月曜日～金曜日(祝祭日及び年末年始を除く))」にて求める水準を満たした上で、「総人員数 5名」で組むシフトを選択肢とすべく、本件仕様書P22「● 設備監視員の資格及び作業内容」に記載の総人員数につき、「6名」から「6名以内」に改めました。
2	P21.設備管理要員の担当時間と配置人員についてですが、記載のある平日、休日共に11:00～22:00の出勤時間(拘束12時間)ですと変則勤務になりコスト増になってしまいますので、11:00～22:00の出勤時間(9時間拘束、8時間勤務)にすることは、可能でしょうか？	設備監視員勤務中の20時までに貯湯槽に湯を貯めるとともに、加水設定等も行っておくことで、20時以降、設備監視員不在の下でも運転が可能であることから、本件仕様書P21「● 設備管理要員の担当時間及び配置人員」に記載の勤務時間につき、遅番の設備監視員の勤務時間を「11:00～22:00」から「11:00～20:00」に改めました。
3	P27(1) 空気環境測定の測定箇所が36カ所と記載されているが、法的には「測定点は原則として各階ごとに1カ所以上」と定められています。実際の利用者数や集中式空調設備等を踏まえ、過去データを鑑みて、この記載の測定数を削減することを検討してみてはいかがでしょうか？(参考→ https://www.tmiph.metro.tokyo.lg.jp/k_kenchiku/bldg/kijyun/)	左記の測定箇所につき、当校の施設構造等を鑑み、本件仕様書P27「7 環境衛生管理業務」に記載の室内環境測定回数は、「36カ所(外気2カ所)」から「30カ所程度」に改めました。
4	事業所衛生基準規則第10条の規定に基づく、P27(1)ア「照度測定」についてですが、近年室内照明器具が蛍光管からLEDへの変更により、照度環境が安定しております。また労働環境においてもパソコンディスプレイの使用頻度の増加していることを考慮すると、現行の87カ所の照度測定ポイントについて削減を検討するのは、いかがでしょうか？	左記の測定箇所につき、当校の照明設備等を鑑み、本件仕様書P27「7 環境衛生管理業務」に記載の照度測定箇所は、「87カ所程度」から「50カ所程度」に改めました。
5	P34(清掃業務)業務責任者については、ビルクリーニング技能士の資格を有する者と記されてますが、有資格者を専任するとコストがかさむ為、ここは「自治大学校清掃作業においては、ビルクリーニング技能士を選任し、作業全般にわたって総括的に管理監督を行う事とし、また業務責任者においては、自治大学校と同等規模の実務経験を持つ者を配置する事」とするのは、いかがでしょうか？	左記のご意見を踏まえ、本件仕様書P34「2 業務責任者の設置」のなお書きにつき、記載を改めました。
6	P35 2業務時間 「管理棟の日常清掃、ゴミの収集及び吸い殻の収集については朝の8時30分まで」と制約がありますが、時間の制約を設けると人員増員が必要になります。「ゴミ、吸殻の収集」については、時間の制約を撤廃することは可能でしょうか？	左記のご意見を踏まえ、本件仕様書P35「2 業務時間」につき、記載内容を改めました。
7	P46(5)校内の(芝)目土についてですが、公園とは異なり、多くの人が頻繁に利用する訳ではないため、コストダウンの観点から隔年での実施を提案致します。	利用実態を踏まえ、隔年では芝生の植勢が落ちる懸念があることから、原案どおりといたします。
8	P47(5)グラウンドの目砂についてですが、利用者数を考慮し、コストダウンの観点から、隔年での実施を提案致します。	利用実態を踏まえ、隔年では芝生の植勢が落ちる懸念があることから、原案どおりといたします。
9	P62.寮生が入寮中は、朝、昼、夕と各1時間程度、人を配置するように記載がありますが、現実的にこのような短時間での雇用が難しい為、他の請負業務従業員(清掃、設備、警備)への振替えが可能でしょうか？また、この業務は平日のみなのか、土日祝祭日の対応時間についても明示願います。	他の請負業務従業員(清掃、設備、警備)を、寄宿舍管理室における研修生対応に充てる配置は可能です。なお、本件に係る対応は研修生は寄宿舍に在寮の間のうち平日のみを想定しているため、本件仕様書P60(意見招請時はP62)「1 管理室の勤務」に、その旨を明記しました。